

令和2年度第1回平塚市地域包括支援センター運営協議会会議録

日 時 令和2年7月16日(木) 10時00分～11時45分

場 所 平塚市役所本館7階720会議室

出席者

○ 委員11名

岩本委員、大田委員、阿部委員、上野委員、今村委員、小川委員、石橋委員、松下委員、平林委員、富岡委員、島本委員

欠席1名：井上委員

○ 事務局8名

岩崎福祉部長、中村地域包括ケア推進課長、大川高齢福祉課高齢者相談支援担当長、笹井介護予防担当長、相原医療・介護連携推進担当長、米山主査、日高主査、大関主査

○ オブザーバー2名

地域包括支援センターみなと 山口管理者、地域包括支援センターゆりのき 大平管理者

開 会

1 委嘱状交付

2 あいさつ

3 自己紹介

4 正副会長選出

< 委員改選のため、正副会長を互選にて決定 >

会長に、今村委員、副会長に井上委員が決定。

5 議題

< 以下、進行は今村会長 >

議事に入る前の報告事項

平塚市地域包括支援センター運営協議会規則第5条第2項により、定足数である過半数の委員の出席を得て、成立いたしております。また、この運営協議会は平塚市情報公開条例第31条により公開となっており、会議の傍聴につきましては、平塚市附属機関の会議の公開に関する要綱のとおり、取り扱うことといたします。会議の傍聴者は0名。

議題(1) 令和元年度地域包括支援センター活動報告等について

< 事務局 >

資料1-1、資料1-2に基づき、地域包括支援センターの概要及び活動報告について、説明を行った。

意見・質問

< 委員 >

地域包括支援センターの守備範囲というか業務の範囲はどこまでか。

< 事務局 >

包括支援センターは、お住まいの地区によって担当を区切っている。相談内容にもよるが、例えば介護保険のサービスを使いたいという方がいると、申請のお手伝いをし、(その後)その方が要介護であれば、居宅介護支援事業所(ケアマネジャーのいる事業所)に繋いでいる。要支援の方であれば、引き続き包括支援センターでサービス利用のお手伝いをさせていただく。

< 委員 >

成年後見人制度というのはどういったものか。

< 事務局 >

認知症などで判断能力が低下し、(契約等の法律行為を行えない等)日常生活に支障が出てしまっている方等を(後見人等が代理し、本人の保護を図り)支援する制度です。また、頼れる人や御親族が身近にいらっしゃらない方は、平塚市長が代理人となって、成年後見を申し立てることが出来ます。平塚市が平塚市社会福祉協議会に委託して行っている成年後見利用支援センター「よりそい」というのがあるが、そちらへ繋いだりしている。

< 委員 >

資料 1 - 1 について、「相談経路」の件数と「相談延べ件数」の数字が違うが。

< 事務局 >

数字の抽出方法が変更となっており、数字は同じにはならない。

< 委員 >

(各包括支援センターの)収支決算書について、内訳を書いていない包括支援センターがあるが、これは書いていただいた方がよいのではないか。業務委託費が 200 万円を超えるところもある。(書いていないと)どこに何の業務を委託したか分からない。

それと、各包括支援センターで、人材が不足してくる時代になるのかと思うが、そこで費用として大きくなっていくのが、人材派遣会社への手数料になるかと思う。市として人材募集について何かお手伝いが出来ないか。

< 事務局 >

決算書の内訳については、分かりやすいものとなるよう改善していく。人材の不足については全国的な問題でもあり、現行の高齢者福祉計画(介護保険事業計画[第7期])の中でも介護人材の確保ということで介護保険課を中心に取り組んでいる。次期計画の中でも課題となっているので、引き続き全体の中で取り組んでいきたいと考えている。包括支援センターの職員を市が直接雇うというのは難しいが、市として何か支援が出来ないか考えていきたい。

議題(2) 令和2年度地域包括支援センター事業計画について

< 事務局 >

資料 2 - 1 に基づき、各地域包括支援センターの事業実施に係る方針について説明を行い、その後、事業計画について説明した。

資料 2 - 3 に基づき、各包括支援センターの計画書の作りについて解説した。

< 地域包括支援センターゆりのき >

今年度はコロナウイルス感染防止対策のため、(当初作成した)計画については手付かずのところが多いが、国からのマスクの配布において、介護保険を利用している方は住所も把握できていたが、それ以外の方(住所が把握できていなかった方々)については、民生委員の御協力で、今回地域の気になる方を把握できた。

通常であれば、地域の方には栗原ホームや松原地区で行っている予防教室においていただくが、それすらできない(行くことができない)という方もいた。状況を見ながら、どうしても訪問が必要な方や状態が悪くなっている方については、無理にでも訪問や来所をお願いした。

現在は、9月に向けて(市の方針で8月までは積極的に集まれないため)、準備を進めているが、今までは所定の場所に来ていただいていたものを個別の訪問へ変更することや地区社協の協力を得て、マンション(の集会室)で教室をやってみようか等を検討している。

< 地域包括支援センターみなと >

みなと地区では、いわゆる団塊の世代が多く住むマンションや昔からこの地域に住んでいられる方で、高齢者と未就労の子どもだけの世帯と言った、いわゆる8050問題に当たるような気になる世帯がある。また、海や川に近いこともあり、災害に対する意識の高い地域でもある。今まで繋がっていなかった民生委員とケアマネジャーを招いたケース検討会を定期的に行い、このような機会を持って地域の高齢者を支える仕組み作りを行っている。

今年は、コロナウイルス感染防止対策の影響のため、ケース検討会もどうするか地域で話題になったが、今年度もしっかり行って、地域の高齢者を見守っていこうということになっている。

その他、避難行動要支援者制度についても力を入れ、地域の方々とのネットワークづくりを行っている。

意見・質問

< 委員 >

重点項目の数値目標がないように思うが、最終的にどうなることを目標としてやるのか、数値としてあった方がよいのではないか。例えば、「サロンの開催支援」では、開催回数ではなく、最終的な参加者数を挙げるなどが考えられるが、如何か。

< 事務局 >

数値化出来るものは出来るだけ数値化しているが、委員からの御意見に関しては、次年度の計画を策定する際に各包括支援センターにお伝えし、改善できるものは改善していく。

議題(3)平塚市高齢者福祉計画(介護保険事業計画[第8期])について

< 事務局 >

資料3に基づき、次期計画の概要を説明。

意見・質問

無し。

6 報告事項 1.39.15

(1) 保健事業と介護予防の一体的な実施について

保険年金課職員から説明。国民健康保険の保健事業と後期高齢者の保健事業をどう一体化するかということと、介護予防事業と保健事業をどう一体化するかという(2つの)要素がある。後期高齢者の健診が今までメタボ健診に準じての実施だったため、保健事業との接続がうまくいかなかったと言われている。今年度から、後期高齢者の健診の質問票が高齢者の特性を把握できるものになり、今後は健診や介護、医療などのデータを一人一人把握して一体的に分析する中でそこから見えてきた健康課題に基づいて事業を進めていく。そこから課題を整理して、重症化予防や介護予防の対象者を把握し事業を実施しながら、国民健康保険の保健事業と後期高齢者の保健事業の接続を図っていく一体化というものを平塚市でも進めていく。健康課題の様々な要素、体のことだけではなく、社会的な要素(社会的な繋がりが低下)に対応するために地域の資源と連携を取りながら進めていきたいと思う。(地域資源の活用など)包括支援センターにも御協力いただくことになるため、御承知おきいただきたい。

7 その他

<事務局>

次回開催予定は11月19日(木)を予定している。

閉会

以上